

### 協定書に関わる質問 (新森)

波線の下線は住民コメントです。

1. 御社は見解確認書で「開発協定書、環境保全協定書、立地協定書、および地元住民と覚書を交わしたことは認識し、開発協定書の誠実履行義務は履行してきた。」と述べられました。ところが次のような、守られていない多くの事項があります。

- ・竣工時期の遅延について、旧霧島町の承諾を得ていない。(発2条)
- ・鹿児島県へは工事中断の報告を毎年行いながら、旧霧島町の承諾を得ていない(発2条)
- ・目的外使用の養豚場建設を計画している(発4条)
- ・旧霧島町に工事進捗の報告を行っていない(発5条)
- ・平成8年3月のコースレイアウトの変更、防災施設の変更について旧霧島町から承認を得ていない。(発5条、環6条)
- ・防災施設を先行設置していない(発10条)
- ・国分殖産住宅株式会社への土地譲渡について旧霧島町と協議、及び承認を受けていない(発19条、環10条)
- ・ナンチクへの売買予約について霧島市との協議、及び承認は受けていない。(発19条、環10条)
- ・工事完成保証人はその責任を果たしていない(発20条)
- ・ゴルフ場施設の建設工程が記載された5通の林地開発変更届出書について霧島市の承認を受けていない(環6条)

これだけの違反事実があります。誠実には程遠い実態です。どのように思われますか？

A：良く分からなかったのですが、後ほど文書をいただきたい。

Q：鹿児島県は未完成であるからということで、D調整池の人身事故の書類も含めて保存している。霧島市は保存期限が過ぎたからということで文書を廃棄している。

住民は多数の違反事実を指摘した、どう思うか？ それでも構わないと思うか？

A：そうは思わない、ちゃんと・・・

Q：聞いてくださいましたか？

A：質問書をください。

Q：篠原さん、県は開発協定書、環境保全協定書を守っていないとの認識を霧島市が持ってくれたら、即動くとおっしゃっています。今、事業者の質問した事項の相手は霧島市である。鎌田さんの言い訳を聞く前に協定書を守っていないという判断が出来る。

A(篠原)：林地開発の申請と許可、県と色々話しているが、土地利用対策に基づく環境保全協定、開発協定を作って、個別の林地開発(個別法)による工程表であったり、許可申請である。当時のいきさつは分からないが、今までの経緯からすると林地開発の許可申請を直検討されているのは事実です。市は入らなくて県は個別法ですので直接されて、我々も今回の色んなやりとりの中で県にこういう書類が云々というのを聞いて初めて、こういうのを申請を5回ほどされたり変更をされたり、あるいは許可申請が分かったものだから、そこ辺を土地利用協議の承認に伴う開発協定であるが、個別法の林地開発許可申請というもので動いており、我々は掘めなかったというのがあるかもしれない。県は市が云々とおっしゃるが我々も県と何回か打ち合わせをして、県と見解を帰しながら市も見解を出したいと言っている。その意見の云々というのはあるかもしれない。情報交換をしてやりましょうとなっている。

Q：県議さんは市が県がと責任のなすり合いをしているという認識だ

A(篠原)：そういうことが無いように

Q：結果としてはなすり合いをしている。住民は脅えていると。議員さんは協定書を素直に日本語として読んだ時に、「協議をし承諾を得なければならない」ということは、協議をしていない、承諾を与えていないとなったら、協定書を守っていない、履行していないという判断が出来るとおっしゃっている。協定書の文言を読んで

A（篠原）：協定書の中身を見てどうかというものを我々は林地開発の云々、その情報をくださいと、色んな指導の中で動いている。前向きにやっている。

Q：住民はたくさんの情報を提供している。

A：間接的にではなく、直接の情報提供をくださいと県に言っている。

Q：県とよっぽど、中が悪いのか、早くしてください。スピード感あふれる対応が

10月にも大きな台風が来る。県だ市だと言っている間に、もし災害が発生し、人身事故でもあったら、誰の責任か？

A：だから私どもも県と一緒に指導するような協議を申し入れている。

Q：速くしてください。

A：そのようにやっている最中だ。

Q：15年放置されている、言い訳だ。今から協議するとは何たることか？ 我々は雨が怖いのだ。

2. 見解確認書の4項で協定書の災害防止条項について「災害が起こらないようにパトロールを行い異常があれば補修をしている。」と述べられました。A 調整池のみでも今年の5月末には、LWLより1メートル上まで土砂が堆積し、それを撤去したのが8月初旬、益明けには再び土砂が堆積し、現在は2メートル上まで達しています。この実態をご存知ですか？

A：はい

Q：先ほどは分からないという回答であった。だから一緒に見に行ってくださいと言った。

A：だんだんと堆積している。

3. 見解確認書5項で「永水洪水で住民に損害を与えたという認識は持っていない。」と発言されました。鹿児島県は現地の防災施設は未完成でその維持管理も適切でないとして御社を指導しています。開発協定書、環境保全協定書も全く守られていません。

それでも御社は全く責任は無いと思われませんか？

A：全然無いということは最初から言っていない。

（責任の一端は認めるという発言です）

4. 鹿児島県は9月議会で工事完成保証人にも責任はあると答弁されています。

見解確認書8項で鎌田建設の社長さんは工事完成保証人の役割として「工事をする事業者が完成出来ない場合、保証をする役割である。」と述べられました。御社が毎年県に提出されている工事進捗状況報告書、及び昨年提出された「主要防災施設の今後の方針」の工事中断の理由について県の9月議会で県当局から資金繰りの問題であるとの答弁がありました。御社の資金繰りが困難であれば、工事完成保証人の鎌田建設、またはトーア工業に負担を求めて、防災施設を完成させるべきではありませんか？

A：トーア工業は我々よりもはるかに大きい大手のゼネコンが工事を請け負って、トーア工業が保証人でして、立会いで鎌田建設ということをやってくれという当方で、我々も工事完成保証人という、そらー、もー、その当時、我々がそら、一年掛かって出来ないような大きな工事ですので、もちろん我々はその保証をするとか、そういう段階の工事ではなかったから、そういう風にトーア工業が自分のところで完成を保証するということがあった。その立会いで鎌田建設が・・・

Q：面白い、連帯保証人が印鑑を押したら関係ないでしょう。トーア工業の倒産時期は？

A：・・・

Q：工事標識の施工業者にはトーア工業が記載されている。倒産時期は重要な事項である。虚偽の標識を立てていたことになる。新規標識にはトーア工業が記載されているか？

A：記載されていない。標識は立てていたというか、あれは前からのやつを更新をしていなかった。

Q：トーア工業の倒産時期は？

A：後日連絡する。

Q：霧島市に伺います。工事完成保証人は2社ある。片方が倒産したとしたら、追加の保証人を立てなくて良いのか？ まだ工事は中断して終わってはいないわけです。篠原部長トーア工業の倒産を認識していたか？

A（寺田）：知らなかった。

Q：鎌田建設が防災施設を完成させるべきではないか？

A：完成したい気持ちはある。

Q：トーア工業の倒産情報は霧島市に伝わっていない。

5. 霧島大規模養豚場建設阻止連絡協議会の公開質問でゴルフ場の所有権を(株)キリシマから国分住宅殖産(株)に移転した理由を問いました。鎌田建設(株)グループ内の役割分担について以下のような回答をいただいています。

・国分殖産住宅(株)：資産保有、不動産売買・管理を主業務とする

・(株)キリシマ：ゴルフ場の建設計画の方策の担当

・鎌田建設(株)：用地の維持管理

よって(株)キリシマの問題ではなく、鎌田建設グループとして防災施設を完成させるべきではありませんか？

A：グループはそれぞれの会社であるので責任感はない。

Q：別なところではこう言い、こっちではこう言う。この質問は国分住宅殖産(株)への土地譲渡について霧島町と協議をしましたか？ という質問への回答だった。鎌田建設としての役割分担をすることが合理的であると発言している。

A：(株)キリシマは・・・も無い、固定資産税も払える余地が無い、だから国分殖産へ

Q：承認を受けるとの記載がある。役割分担について納得できないから行政の承認を受けたかと聞いている。質問に答えて欲しい

A：霧島市の承認は受けていない。

Q：グループ全体の責任では無いということか？ 地域住民に対する積極的な情報公開が知事から指摘されているはず。鎌田建設グループとして防災施設を完成させる必要は無いということか？

A：グループは関係ない

=====

Q：文書保存について副市長は意見がおりなようで、土木関係の専門？

進行中の案件について文書保存すべきではないか？

A：最近、文書の保存について文書公開条例が定められて管理の体制をしっかりとしなさいというのが、県でも20年前くらいからである。それぞれの文書毎に保存期限を決めるようになった。事務が完結していない事業について保存年限は残ってゆくのは確かにある。保存年限に達したとき、再度保存するように年限を変えねばならない。霧島市は合併時、処分したり、行方不明になったものもある。管理が十分でなかった。大事な書類が紛失している。止むを得なかったとも思っている。ちゃんと管理すべきである。